



# いよいよスタート 「経営所得安定対策」

(社) 北海道地域農業研究所 常務理事 黒澤 不二男

被害が懸念されていた大型台風十三号も大きな被害をもたらす

ことなく通過していきましたが、一昨年の悪夢再来という事態を  
回避できたことを心から喜びたいと思います。

さて、いよいよ新「食料・農業・農村基本計画」のもとで、先行  
していた「米政策改革」と相まって戦後農政の最大の転換と言  
われる「経営所得安定対策」がスタート。

まず、この九月一日から、秋まき小麦作付け予定者で「収入減  
少影響緩和交付金」受給希望者の制度加入申請の手続きが始まり  
ました。

## 全容が見えてきた経営所得安定対策

要項」を決定・公表しました。

その内容では、支援の水準、切り分け比率、品目別単価などが  
明らかとなり、さらに八月には全国の市町村別面積単価も告示さ  
れました。また関係者が等しく注視していました対策に関わる予  
算のフレーム（概算枠）も提起されました。

これまで、現地農業関係者が総力をあげて「万全の措置＝財源  
確保」を要請してきたのですが、現今の厳しい財政状況の中で、  
十九年産関連事業費の規模は、今年度を一四〇億円上回る四、一  
三〇億円を財務省から勝ち取ることができました。このうち、品  
目横断的経営所得安定対策には一、八八〇億円が充てられること  
となり、生産条件不利補正対策（いわゆるゲタ対策）が一、四四  
〇億円、収入減少影響緩和対策（いわゆるナラシ対策）が三〇〇  
億円の他、担い手育成・確保総合対策分には別途一八〇億円が才

ンされました。現行の麦作経営安定資金、大豆交付金・大豆作経営安定対策、国内産糖交付金（てん菜糖分）、でん粉抱き合せのユーザー負担額分という品目別対策予算がほぼ一、九六〇億円ですから、総体的には、一定の水準を確保したことになります。

さらに、先行して展開されてきた米政策改革推進対策にも一、八五〇億円、また今次対策の「目玉」とも言われる農地・水環境保全向上対策には三〇〇億円が計上され、さらに環境重視という理念の側面と化石エネルギーコスト上昇への具体的対応策として本道でも注目を浴びているバイオマス関連の燃料利用促進対策で一〇〇億円が充てられています。とりあえずの政策展開のための予算枠は、ほぼ満たされたものと系統組織を始め関係者は評価しているようです。

### 政策支援対象の「扱い手」をめぐる要件

重点化、集中化という今次政策の基本部分を構成する「扱い手」の要件のうち、「経営改善認定農業者」という第一の条件について見ますと、本道での直近の認定数では約三〇千戸となつており、本道販売農家数五二千戸の五八%を超えていました。専業農家比率の高い地域にあつては八〇%を超えるところもあつて、総じて言えば認定農業者資格取得というハードルをクリアすることはさほど厳しい制約とはなつていないうに判断されます。

つぎに、第二の経営面積規模要件に関わつては、農林水産省はこのほど、要件の特例基準を提示しました。これは、都道府県知事からの申請に基づき国が設定するもので、物理的制約から規模拡大が困難な地域では、最大で六四%まで規模要件を緩和するというもので、道内では一八〇市町村のうち八割にあたる一四六市町村で物理的特例が設定されており、主として相対的に経営面積規模が小さい水田地帯を中心に、正式に規模要件の緩和が認められることになりました。特例基準は原則として市町村単位で定めることになっていますが、北海道では知事の判断により、それぞれの市町村で旧市町村、あるいは集落単位での設定も選択できるようになりました。

このほど公表された結果によると、全道の五三市町村で地域を細分化した特例基準を選択しているのが注目されます。全道市町村一八〇のうち下限限度の六四%まで引き下げられたのは七割の一二六市町村、このうち市町村全域が対象となるのは七六市町村で、全体の四二%となつており、沿海部の中間農業地帯と内陸の水田農業地帯が多数を占めています。

これらの市町村では、扱い手（原則一〇鈴）の規模要件は六・四鈴まで、集落営農（原則二〇鈴）は一二・八鈴まで緩和できることになつています。さらに条件不利な中山間地域の集落営農の場合は五〇%まで引き下げても良いことになつていて、集

支援単価の水準( 全道平均) (単位:円、%)

品 目	平均単価	最高単価	最低単価	格 差 率
春まき小麦	14,262	23,021	1,144	153.4
秋まき小麦	21,567	38,464	2,431	167.1
二条大麦	22,181	22,234	15,366	31.0
六条大麦	18,972	18,972	18,972	0.0
はだか麦	24,677	24,677	24,677	0.0
大 豆	20,363	27,306	7,873	95.4
てん菜	25,728	32,865	12,422	79.5
でん原馬鈴しょ	32,452	43,627	23,776	61.2

支援単価の全道ランク

品 目	平均単価の高ランク支庁	最高単価の高ランク群	最低単価の低ランク群
春まき小麦	十勝支庁 19,292円	十勝支庁 23,021円	上川支庁 1,144円
		茅室町、大空町、斜里町、小清水町、清里町	愛別町、当麻町、共和町、せたな町、東川町
秋まき小麦	十勝支庁 32,692円	十勝支庁 38,464円	檜山支庁 2,431円
		茅室町、帯広市、池田町、音更町、斜里町	乙部町、当麻町、北斗市、江差町、函館市
大 豆	石狩支庁 24,652円	石狩支庁 27,306円	釧路支庁 7,873円
		新篠津村、当別町、美瑛町、江別市、中富良野町	弟子屈町、標茶町、釧路市、釧路町、厚岸町
てん菜	十勝支庁 28,173円	空知支庁 32,865円	留萌支庁 12,422円
		奈井江町、東神楽町、小清水町、帯広市、中札内村	羽幌町、愛別町、乙部町、泊村、西興部村
でん原馬鈴しょ	宗谷支庁 38,784円	十勝支庁 43,627円	空知支庁 23,776円
		鹿追町、音更町、大樹町、中札内村、大空町	赤平市、芦別市、新十津川町、砂川市、滝川市

品目ごとの支援水準

落によつては一〇糎まで緩和されるところもでてきます。  
市町村によつて面積要件緩和と地区設定が  
自主的に選択出来ると言う意味で、自由度が  
高いシステムだと一面では評価されますが、  
市町村の担当者の考えの相違が選択に反映さ  
れますので、後にその結果が評価されるとい  
う事態も想定されるでしょう。

生産条件不利補正対策の単価決定の仕組み  
を見ますと、①「扱い手」の標準的な生産費  
(平成十七年産)、②過去五年間(平成十三  
～十七年)のうちの最高と最低を除く三年間  
の平均値、③単収は過去七年間(平成十一～  
十七年)のうちの最高と最低を除く五年間の  
平均値、をベースとして算定する仕組みと  
なっています。

このうち、過去の生産実績に基づく交付金  
(緑ゲタ)の単価(面積単価)と、毎年の生  
産量・品質に基づく交付金(黄ゲタ)の単価

(数量単価) の比率(通称切り分け比率)は、予測されてたように、おおむね【七・三】に決定しました。

面積単価はこれまでの生産性向上に向けた努力や支払い実績などが反映されるよう、農業災害補償制度における市町村ごとの単収や共済組合の通知単収などを基に、市町村別に設定されました。算定のしくみとしては、この単価に過去の生産実績(十六～十八年の政策支援対象数量を市町村の実単収で割つて面積換算したもの)を乗じた額が、緑ゲタとして毎年十二月末頃支払われるところになります。

表は筆者が市町村別個表を集計・整理をしたもので参考までに示してみました。これによりますと、品目によつてはかなりの地域格差が存在することが指摘できます。

過去実績がベースとなつている算定方式で導出されたものですから、そのハンディキャップを固定的に引きずることになりますが、この点についてはおおかたが「想定外」であつたのではないでしようか。

また、毎年の生産量・品質に基づく交付金(黄ゲタ)数量単価は、当面三ヵ年は固定されますし、生産性や品質向上に向けた「生産者のやる気」を維持させるため、現行対策の仕組みにも採られている品質格差が単価に反映するようになっています。

このように品目ごとに単価や単収の設定などに種々の配慮がさ

れていますが、根本的な課題としては、政策支援数量に限度があることで、現実的にはこれをオーバーするケースも想定されるからです。

この新たな経営所得安定対策のもとで、農業經營者にとつての課題は、①畑作四品(対象品目)の間の相対的関係に大きな変化があるかどうか、過去実績による助成交付額と当年の販売額を併せた実収入で品目間の序列等にどのような影響をもたらすのか、また生産に刺激を与えないという緑ゲタ部分と収量・品質にたいする経営努力が反映する黄色ゲタ部分に関しては具体的にどうしていくのかなどが注目されるところでしょう。

